

第 2 回 千早赤阪水道事業料金検討部会 資料（概要版）

1. 施設整備計画（投資計画）

千早赤阪村内の給水は、河川を水源とした岩井谷浄水場及び千早浄水場において浄水処理を行い給水するエリア（自己水：緑色着色部）と、川野辺受水場で企業団の水道用水供給事業の水（以下「水道用水」という。）を受けて給水するエリア（水道用水：黄色着色部）に分かれている。

自己水のうち、村内の約 67.2%に給水している岩井谷浄水場は令和 9 年度に廃止し、廃止後は小吹台地区から水道用水を新たに受水し同エリアにお届けする予定である。

一方、村内の約 3.5%に給水している千早浄水場は、給水エリアが独立していることや、平成 28 年度に膜ろ過を備えた施設に更新済であることから、引き続き活用することとしている。

今後の主な整備計画は以下のとおりである。

① 村内連絡管の整備

受水場間の連絡管を整備し、岩井谷浄水場の廃止に伴う新たな水道用水給水ルートを構築するとともに既存水道用水給水エリアのバックアップ機能の強化（送配水の 2 系統化）を図る。

② 管路の更新

老朽管を更新し、基幹管路等の耐震化を図る。

③ 機械・電気等設備の更新

更新基準年数を迎えた設備を更新し、施設の安定稼働を図る。

④ その他

管路の更新、設備の更新に際し、水需要を考慮の上、ダウンサイジングを図る。また、村内連絡管の整備に当たっては、管路整備 DB（設計・施工を一体で発注する方式）により効率的な施設整備を図る。



図 1 施設の配置と将来計画

2. 経営改善の取組み

【これまでの取組み（平成 29 年度から令和元年度まで）】

① 収入の確保

収入の確保に当たっては、企業団への統合に係る府補助金の活用を図るとともに、千早赤阪村一般会計繰入金 8,800 万円/年（10 年間で 8 億 8,000 万円）（以下「統合に伴う繰入金」という。）を活用している。

府補助金：約 1.2 億円、統合に伴う繰入金：約 2.6 億円 計：約 3.8 億円

② 支出の削減

滞留水対策など水運用を見直し、無収水量を削減することで、支出の削減を図っている。

無収水量削減量：約 108 千 m³ 支出削減額：約 8 百万円

③ 災害対策の充実

災害対策においては、企業団全体で組織的に対応を図っている。

平成 30 年 9 月の台風 21 号による広域停電、断水被害への対応としては、庭窪浄水場、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所からの応援により、給水車 4 台、職員 8 名で応急給水活動（小吹集会所）を行った。

【今後の取組み】

① 収入の確保

今後の収入の確保に当たっては、これまでの取組みと同様に、企業団への統合に係る府補助金の活用を図るとともに、統合に伴う繰入金を活用する。

府補助金：約 3.3 億円、統合に伴う繰入金：約 6.2 億円 計：約 9.5 億円

② 支出の削減

引き続き、滞留水対策など水運用を見直し、無収水量を削減することで、支出の削減を図る。

無収水量削減量：約 360 千 m³ 支出削減額：約 26 百万円

③ お客さまサービスの拡充

お客さまサービスの拡充を図るため、以下のサービスを導入。

- ・スマートフォン決済

④ 業務執行体制の見直し

効率的な業務執行のため、以下の取組みを実施する。

- ・近隣水道センターを含めた運営体制の見直しによる費用節減（参考）事務所：千早赤阪水道センター（千早赤阪村役場内）
体制：所長 1 名、事務 3 名、技術 1 名
- ・管路整備 DB 方式の発注による効率的な事業執行
- ・共同発注による費用節減

3. 財政計画（現行料金水準）

水需要の減少による料金収入の減少、前述の施設整備計画、収入の確保、支出の削減などを考慮し、今後の財政状況の見通しを検討した。推計結果は以下のとおりである。

【収益的収支】

収益的収支は、給水収益の減少とともに悪化し、令和4年度に赤字に転じ、それ以降は赤字になると予想される。また、令和8年度までは、収益的収入の内、統合に伴う繰入金の占める割合が大きい。



図2 収益的収支の見通し

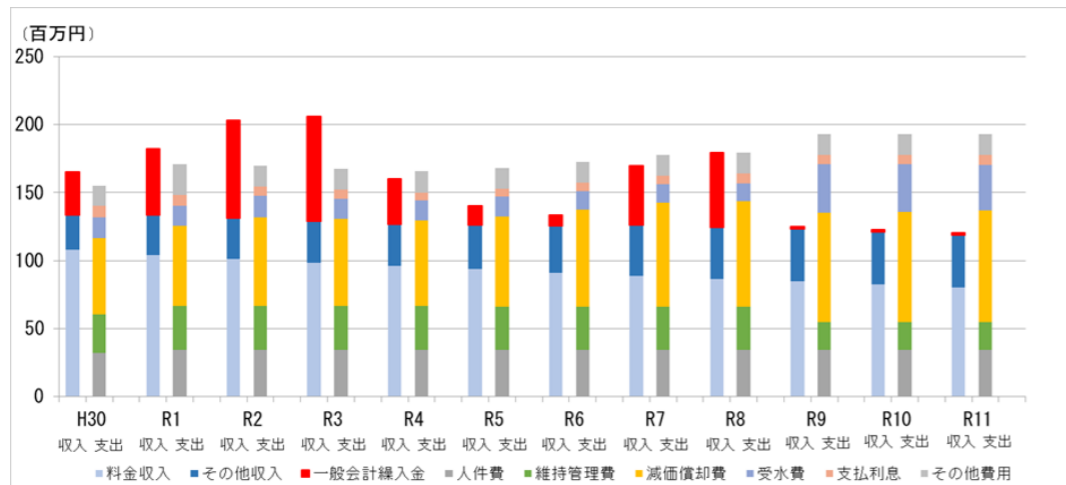
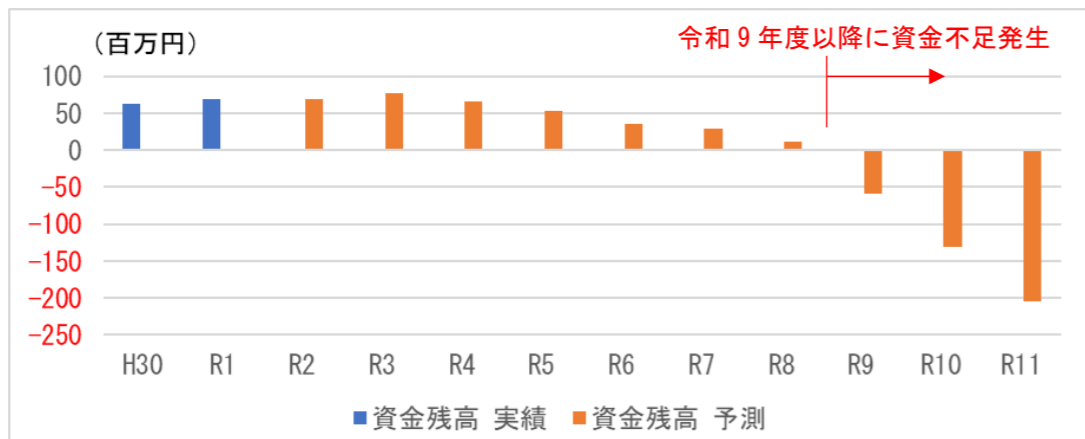


図3 収益的収支の内訳

【資金残高】

資金残高は、令和9年度にマイナスとなり、資金不足に陥ると予想される。



※実際は資金残高にマイナスはないが、便宜的に表示

図4 資金残高の見通し

4. 必要な料金水準

【料金改定の条件】

必要な料金水準を検討するに当たっての条件は以下のとおりである。

【改定間隔（料金算定期間）】：原則3～5年

⇒料金の安定性、期間的負担の公平などを考慮し、概ね3年から5年を基準に設定

※公益社団法人日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」における基準期間（3～5年間）

【収益的収支（単年度）】：黒字

⇒健全経営の維持

【料金回収率】：100%以上（改定後3年間維持）

⇒健全経営の維持

【資金残高】：給水収益（水道料金収入）の3か月分以上

⇒実際の使用から料金を収納するまでのタイムラグを考慮した際に最低限必要となる資金を想定

※総務省自治財政局公営企業課 財政計画に係る論点（資料編）

【基本方針】

前述の料金改定の条件を前提として、今回の検討に当たっての料金改定期間、料金算定期間は以下のとおりとする。

【料金改定期期】：令和4年度

- ・令和4年度に赤字
- ・令和9年度に資金不足

【料金算定期間】：5年間（令和4年度～令和8年度）

- ・原則3～5年に対して、統合案（※）における算定期間（5年間）

（※）大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議統合案（平成27年7月）

【料金水準】

検討の結果、現行の料金水準に対して平均27%の料金改定が必要であり、この改定により、料金算定期間5年間で収益は約1.2億円増加する。

現行料金水準に対して、平均27%の料金改定が必要

この改定により、前述の料金改定の条件の評価は以下のとおりとなる。

料金算定期間において、料金回収率は100%を下回るものの、概ね黒字の確保、資金の確保が可能となる。

表1 料金改定（平均27%）を想定した場合の料金改定条件の評価

料金改定の条件	評価		備考
改定間隔 （料金算定期間）	5年間	○	令和4年度から令和8年度の5年間
収益的収支 （単年度）	黒字	△	損益の増減はあるが、統合に伴う繰入金によって概ね黒字を確保できる
料金回収率 （改定後3年間）	100%未満	△	100%未満となるが、統合に伴う繰入金を措置している
資金残高	3.0か月分 （令和8年度）	○	